

ケアハウスなごみの郷 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人 正仁会が設置、運営するケアハウスなごみの郷（以下「施設」という）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

施設は、生活の場として老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期すことを基本方針とする。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	ケアハウスなごみの郷
所在地	広島市安佐北区落合南町 196 番 1

第2章 従業者の職種、職員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）施設長 1名

施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）事務員 1名

事務員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。

（3）生活相談員 1名

生活相談員は、相談サービスの提供を行う。

（4）介護職員 1名

介護職員は、介護サービスの提供を行う。

第3章 入居の定員及び居室数

第4条（入居者の定員）

施設の入居者の定員は、15名とする。

第5条（居室）

施設が提供する居室は個室部屋が11室、二人部屋2室とする。

第4章 入居者の資格

第6条（入居の資格）

施設を利用できる者は、次の(1)から(5)のすべてに該当する者とする。

- (1) 年齢が60歳以上であること。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により、その者と共に利用することが必要と認められる場合はこの限りではない。
- (2) 家族と同居することが困難な者。
- (3) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な者。
- (4) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者。
- (5) 身元引受人が得られる者。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

第5章 入居及び退居

第7条（入居の申込み）

施設への入居希望者は、入居申込書を提出しなければならない。

- 2 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、登録するものとする。

第8条（入居希望者の面接調査）

入居希望者の調査は、本人及び身元保証人である家族代表者との面接により行うものとする。

- 2 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取するとともに、健康状態を把握するものとする。
- 3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨をまた、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に連絡するものとする。

第9条（利用契約の締結）

入居にあたっては、予め、入居申込者及び家族代表者に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得た上で契約書を締結するものとする。

第10条（退居）

入居者が次の各号に該当する場合には利用契約を終了することとする。

- (1) 入居者の死亡
- (2) 入居者から契約解除届の提出がありこれを受理したとき。
- (3) 次条の規定により利用契約を解除したとき。

第11条（利用契約の解除）

施設は、入居者が次の各号に該当すると認めた時は利用契約を解除することができる。

- (1) 不正、又はいつわりの手段によって利用承認をうけたとき。
 - (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
 - (3) 特別養護老人ホーム入所者程度の状態にもかかわらず必要な介護等受けられないとき。
 - (4) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
 - (5) 承認を得ず施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、現状回復をしないとき。
 - (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について入居者自身で判断ができなくなったとき。
 - (7) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の入居者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。
- 2 施設は、入居時に契約の解除となる条件について、十分説明し、契約の解除に至った理由を具体的に文書により通知する。

第6章 サービス内容及び利用料その他の費用の額

第12条（基本原則）

入居者に対するサービス内容について、施設は老人福祉法の理念に基づき入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮いたします。また、施設はサービスの提供にあたっては、入居者又はその家族代表者に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

第13条（相談・援助）

入居者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携を取り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

第 14 条（居宅介護サービスの利用）

要支援、要介護の認定を受けた入居者は、居宅介護サービスを利用ができることとする。

第 15 条（食事サービス）

食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものを提供する。

2 食事の時間は次のとおりとする。

朝食 7 時 30 分～、昼食 12 時 00 分～、夕食 18 時 00 分～

3 食事の場所は、原則として食堂とする。ただし、自己管理のもと食事を運搬し、かつ前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室での食事摂取を認めるものとする。

第 16 条（入浴）

入居者の入浴については、施設内に設けた入浴設備を利用して行うものとする。

2 入居者は、施設内に設けた入浴設備を利用する場合は、一週間単位で定めた曜日と時間で入浴する。それ以外の時間の入浴は自由とする。

3 原則として、個別の入浴介助は行わないものとする。

第 17 条（生活援助）

日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、外部の在宅サービス（ヘルパー派遣、デイサービス等）を利用できるよう対応するものとする。

この場合、所要の費用は利用者の負担とする。

第 18 条（保健衛生）

入居者の健康管理を確保するため、年 1 回以上の健康診断を行うなど必要な指導援助を行うものとする。

2 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行うものとする。

第 19 条（年間行事計画）

施設は、年間行事計画を作成する。

第 20 条（利用料等）

利用料の額は別表に定めるものとします。

2 入居者は、毎月の利用料等を施設の指定する日までに指定の方法により支払うこと。

第7章 利用にあたっての留意事項

第21条（外出及び外泊）

入居者は、外出または外泊しようとするときは、外出届または外泊届に所要事項を記入し、届け出るものとする。

第22条（面会）

施設は、入居者の来訪者があったときは、氏名等の記録は求めないが、感染予防対策等で必要があるときは、来訪者名簿に記入を求め、面会の場所や時間を指定することがある。

第23条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努める。

第24条（身上変更の届出）

入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

第25条（施設内の禁止行為）

入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、営利行為または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔、などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) 居室又は敷地内において動物を飼育すること。

第26条（居室内の工作）

利用者は、居室内外の改修、模様替え等を行ってはならない。

第27条（原状回復の義務）

入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたとき、又は施設に無断でその居室の現状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、または施設が定める代価を支払わなければならない。

- 2 入居者は、この契約を解除又は終了した場合において、自己の居室を施設に明渡すとき、修理もしくは取替えを要する場合には、費用は入居者の負担とする。

第 28 条（賠償責任）

天災、事変その他の不可抗力および火災、盗難、暴力、あるいは外出中の不慮の事故及び入居者の責めに帰すべき理由により生じた事故により、入居者が受けた損害、災難については施設は一切の賠償責任を負わない。ただし、施設側の故意または重大な過失による場合は、この限りでない。

第 29 条（居室の変更）

入居者が次の各号に該当するときは居室を変更することができます。

- (1) 二人部屋の場合、入居者のいずれか一方の死亡等により 1 人となったとき。
- (2) 入居者の健康上の理由により、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) 前号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

第 30 条（転貸等の禁止）

入居者は、居室を転貸又は譲渡もしくは入居者以外の者を同居させることできないとする。

第 8 章 緊急時及び非常災害時の対応

第 31 条（緊急時の対応）

入居者は、身体の状態の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、ナースコール等によりいつでも従業者の対応を求めることができる。

- 2 従業者は、入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
- 3 入居者が予め緊急連絡先を届け出ている場合は、関係機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡するものとする。

第 32 条（入院中の対応）

入居者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または 3 ヶ月経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入居者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるように、入居者又は家族代表者と協議して定めるものとする。

第 33 条（非常災害時への対応）

施設は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を備える。

- 2 施設は、消防法令に基づき非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画を立て、従業者及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として年2回行う。
- 3 入居者は、防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、従業者に事態の発生を知らせます。
- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって自動的に通報される装置となっています。

第9章 身体拘束及び虐待防止のための措置に関する事項

第34条（入居者の処遇）

施設は、入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 身体的拘束適正化委員会を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知する。また、身体拘束廃止に関する指針を作成するほか、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催し、新規採用時にも必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

第35条（虐待の防止）

施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。又、その責任者は管理者とする。

- (1) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (2) 全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（1年に2回以上）実施する。
- (3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

第9章その他運営についての重要事項

第36条（個人情報の保護）

施設及び職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないような必要な措置を講じる。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、予め文書により入居者又は家族代表者の同意を得ることとする。

第37条（苦情処理）

入居者又はその家族は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者又は家族代表者に報告することとする。

- 2 施設は、入居者又は家族代表者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するための、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善報告を行うこととする。

第10章地域との連携

第38条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

附 則

この規程は、令和5年12月1日より実施する。

ケアハウスなごみの郷 入居契約内容

ケアハウスなごみの郷の施設長(以下、甲という)は、入居者(以下、乙という)および身元保証人(以下、丙という)との間において、次の通り契約を締結します。

第1条 (目的)

甲は、乙が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるよう、この施設を最大限利用していただくこと、およびこの契約の定める各種サービスを提供することを約し、乙は甲に対し信義を守り、誠実にこの契約を履行することを約すものとします。

第2条 (施設の管理、運営)

甲は必要な職員を配置して、入居者の日常生活に必要な諸業務を処理するとともに、建物および付帯設備の維持管理を行います。

第3条 (遵守義務)

乙は甲の提示する入居者心得およびその他の諸規定を遵守するものとします。

第4条 (各種サービス)

甲が乙に対し提供するサービスは、次の通りとします。

- ① 食事の提供(特別な食事については別途料金を頂きます)
- ② 入浴の準備(時間帯の指定をさせていただきます)
- ③ 各種生活相談と助言(医療相談、介護保険利用のご相談等)
- ④ 罹病、負傷等緊急時の援助(具合の悪い時にはお申し出ください)
- ⑤ 往診医の定期診察(医療費は別途お支払い頂きます)
- ⑥ 貴重品等管理(別途料金を頂きます)
- ⑦ 事務手続き代行(別途料金を頂きます)

第5条 (食事)

甲は入居者に対し、1日3食、高齢者の健康に配慮した食事を食堂において提供するものとします。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。

第6条 (入浴の準備)

甲は常に入浴施設を良好に管理し、入浴は毎日、定められた時間に乙が利用できるよう入浴準備を行います。

第7条 (生活相談、助言)

甲は乙から要望があれば、常時各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介、手続き等の援助を行います。

甲は乙から要望があれば、常時各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介、手続き等の援助を行います。

第8条 （緊急時の対応）

甲は乙が急病もしくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制が取れるよう配慮するものとします。

- 2 乙の責めに帰すべき理由により生じた事故については、甲はその責めを負わないものとします。

第9条 （生活援助等）

甲は乙が入居後日常生活上の援助および特別な介護を必要とする状態になった場合は外部の在宅福祉サービスが導入できるよう、必要な措置をとるものとします。この場合の費用は乙の負担とします。

第10条 （レクリエーション）

甲は乙の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行うとともに、乙が自主的に趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合は、その適正と思われる行事に協力し便宜を供するものとします。但し、他の入居者に迷惑のかからないものに限定致します。

第11条 （利用料）

利用料の額については、甲は、国の定める基準に従って、生活費、サービスの提供に要する費用、居住に要する費用（20年間の居住に要する費用を分割した月額）を合算した額を別途算定して乙に通知します。

- 2 乙の使用に属する電気、水道、電話の利用料については乙の負担とします。
- 3 前項の他、特別のサービスに要する費用はその実費等を乙の負担とします。

第12条 （利用料の納入）

甲は前条の利用料通知にしたがい、その当該月分として翌月26日に乙が指定する金融機関の乙の口座から、引き落とすものとします。

第13条 （二人部屋の利用制限）

二人部屋入居の場合において、乙のうちいずれかにつき第24条に基づき契約解除され、または第25条に基づく契約の終了となった場合であって、乙のもう一方の者が二人部屋の利用継続を希望する場合にあたっては、次に掲げる各号を満たすことを条件に契約を変更し、継続して利用できることとします。

- (1) 従来のまま二人分の居住に要する費用（月額）を支払うものとします。
- (2) 生活費及びサービスの提供に要する費用は一人分のみを支払うものとします。

- 2 第1項によらず、甲、乙協議のうえ契約を変更し、他の一人部屋に入居することができるものとします。

第14条（資料の提供）

乙は、入居時および毎年度利用料認定に要する次の書類を、必ず甲に提出しなければならないものとします。

(1) 収入額の認定に必要な書類

- イ. 前年度の所得税の確定申告書の写し
- ロ. 確定申告書のない場合は、年金通知書の写し又は給与所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類
- ハ. 利用料を縁故者が負担する場合は、その縁故者の収入を証明できる書類

(2) 必要経費の認定に要する書類

- イ. 租税、医療費、社会保険料等の領収書
- ロ. その他必要経費を証明できる書類

(3) その他、甲が指定する書類

第15条（身元保証人）

乙は入居時に身元保証人として1人を立てるものとします。

- 2 身元保証人を立てられない場合は、後見人の設定をする等、甲、乙別途協議の上、爾後の処遇を検討するものとします。
- 3 身元保証人は、乙に債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の金銭債務について連帯して履行の責を負うとともに必要なときは、乙の身柄を引き取る責任を負うものとします。
- 4 身元保証人の住所または氏名を変更したときおよび、身元保証人が死亡等で変更するときは、その旨を速やかに甲に通知しなければならないものとします。

第16条（造作、模様替え等の制限）

乙はその居室に造作、模様替えするときは、甲に対し、あらかじめ書面によりその内容を届け出て甲の承認を得なければなりません。

- 2 乙はその居室以外について、造作、模様替え等をしてはならないものとします。

第17条（居室内の補修）

乙が居室内の補修・改修を行うときには、その費用を乙自身が負担するものとします。

- 2 乙は、前項の補修・改修を希望する場合には、あらかじめ甲にその内容を届け出、必ず承認を得なければならないものとします。

第18条（原状回復の義務）

乙は目的施設およびその備品について、乙の責に基づき汚損、破棄もしくは滅失したとき、または甲に無断でその居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状

回復するか、または甲が定める代価を支払わなければならないものとします。

- 2 乙は、この契約を解除または終了した場合において、乙の居室を甲に明け渡すとき、修理もしくは取替えを要する場合の費用は、乙自身が負担しなければならないものとします。

第19条（賠償責任）

天災、事変その他の不可抗力および火災、盗難、暴動あるいは外出中の不慮の事故等により、乙が受けた損害、災難については、甲は一切の賠償責任を負わないものとします。但し、甲の故意または重大な過失により乙が受けた損害、災難の場合は、この限りではありません。

第20条（相談苦情対応）

甲は、相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービス等に関する乙の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

第21条（長期不在）

乙がその居室に1か月以上不在となる場合には、乙は甲に対して、あらかじめその旨を届け出るとともに、各種費用の支払い、居室の保全、連絡方法等について甲と協議するものとします。

第22条（第三者の滞在）

契約当事者以外の者はその居室に同居することはできないものとします。但し、やむをえぬ理由により滞在しようとするときは、その旨を届け出て甲の承認を得るものとします。

- 2 前項により第三者を滞在せしめる時は、甲の定める書式によりその旨を届け出るものとする。

第23条（立入り）

甲は居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められるときは、乙の承認を得ることなく居室に立ち入ることができるものとします。

第24条（譲渡、転賃の禁止）

乙は第三者に対し、その居室を転賃またはこの契約に基づく一切の権利を譲渡することはできないものとします。

第25条（契約の解除）

甲は乙が次の各号に該当したときは、2か月間の予告期間を置いて、この契約を解除することができるものとします。

- (1) 他の入居者の生活、または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
 - (2) 利用料その他の費用等の支払を怠って、その滞納額が3か月分に達したとき
 - (3) 不正な手段によって入居したときおよび提出書類等で虚偽の事項を申告した事が発覚したとき。
 - (4) 日常生活の起居動作に介助を必要とし、施設の生活が著しく困難であると認められたとき。
 - (5) 身体的または精神的疾患もしくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
 - (6) 前各号のほか、施設での生活が不相当と認められたとき。
 - (7) その他、この契約の条項に違反したとき、および入居者の心得に違反し、甲の指示または指導に従わないとき。
- 2 乙は、この契約を解除しようとするときは、30日以上予告期間をもって甲の定める解約通知書を甲に提出するものとします。
- 3 乙が病気療養等で3か月以上居室を不在とする場合は、甲、乙協議してこの契約を解除することができるものとします。

第26条 (契約の終了)

この契約は乙が死亡したときに終了するものとします。

- 2 この場合甲は、乙およびその所有物を善良な管理者の注意をもって保管し、丙に連絡して一切の処置をさせるものとします。
- 3 丙は、前項の連絡を受けた場合は、30日以内にその所有物を引き取り、居室を甲に明け渡さなければならないものとします。
- 4 明け渡しの期日が過ぎても、なお残置された所有物については、丙に通知し甲において自由に処分できるものとします。

第27条 (増改築の承認)

甲が将来において、居室の増改築を行う場合には、乙はそれにとまなう不便をあらかじめ承認することを約するものとします。

第28条

この契約書に定めのない事項、およびこの契約の各条項の解釈については、必要に応じて甲、乙、丙協議し、誠意をもって処理するものとします。

ケアハウスなごみの郷 利用料金のご案内



社会福祉法人 正仁会

《分割方式》

利用者負担額一覧 概要

【ケアハウスなごみの郷 施設利用料】 定員15人（お二人部屋2室）

生活費(月額)	48,255円 (概ね、食費となります。)甲地
サービスの提供に要する費用 (月額)	10,200円 (①)～ 94,400円 前年度の年収により変わってきます。裏面を参照 (介護職員等の人件費や事務管理費用)
居住に要する費用(月額) ※分割方式	36,355円 (家賃相当になります。)
特別食	材料費を実費分ご負担いただきます。
冬季暖房加算額	一人あたり2,168円 甲地Ⅵ区 11月～3月の間に加算されます。
水道・光熱費(月額)	一人あたり5,000円 一律にご負担して戴きます。
基本の負担額合計 (月額)	99,810円 ～ 184,010円 前年度の年収により変わってきます。裏面を参照

サービスの提供に要する費用については、次のような国からの補助制度があります。裏ページへ

(R6.8.1～)

サービスの提供に要する費用に関して、サービスの提供に要する費用助成金として国より補助金が出ます。補助金額は、前年度の所得により段階に分けられており、ご本人からのサービスの提供に要する費用徴収料は以下の通りとなります。

＜サービスの提供に要する費用徴収表＞

対象収入による階層区分		本人負担のサービスの提供に要する費用は以下となります。(月額)	左記の所得の方の月々の基本ご負担額は、以下となります。
1	1,500,000円以下	10,200円	→ 99,810円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,300円	→ 102,910円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,300円	→ 105,910円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,400円	→ 109,010円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,500円	→ 112,110円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,600円	→ 115,210円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,700円	→ 120,310円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,800円	→ 125,410円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,900円	→ 130,510円
10	2,300,001円～2,400,000円	46,100円	→ 135,710円
11	2,400,001円～2,500,000円	51,200円	→ 140,810円
12	2,500,001円～2,600,000円	58,400円	→ 148,010円
13	2,600,001円～2,700,000円	65,500円	→ 155,110円
14	2,700,001円～2,800,000円	72,700円	→ 162,310円
15	2,800,001円～2,900,000円	79,900円	→ 169,510円
16	2,900,001円～3,000,000円	87,100円	→ 176,710円
17	3,000,001円～3,100,000円	94,200円	→ 183,810円
18	3,100,001円以上	94,400円	→ 184,010円

＊ご夫婦等でお二人部屋に入居される場合＊

① サービスの提供に要する費用徴収表1階層に該当する場合は、30%減額した額(お一人あたり7,100円)となります。

※対象収入とは

$$\begin{array}{rcl}
 \text{(前年の収入)} & - & \text{(必要経費)} = \text{(対象収入)} \\
 \text{年金、恩給等・財産、} & & \text{租税・社会保険料・} \\
 \text{利子配当収入など} & & \text{医療費等} \\
 & & \downarrow \text{認定} \\
 & & \text{(サービスの提供に要する費用徴収額)}
 \end{array}$$

～その他『ケアハウス なごみの郷』では～

デイサービスの利用や、レクリエーションに参加する事ができます。

居室へは、家電製品や家具類の持ち込みも可能です。